

公募型プロポーザルの公告

平成28年 1月 8日

公立大学法人奈良県立医科大学

理事長 細井 裕司

1. **業務名** 奈良県立医科大学附属病院医業未収金回収業務委託
2. **業務内容** 診療費（患者負担分）に係る未収金の管理及び回収並びにこれに付帯する業務。（支払案内、支払方法の相談、居所調査、集金業務等）
3. **委託債権**

委託する債権は、発生から概ね6ヶ月程度、当院が催告、督促等をおこなったが回収が見込めない債権で、当院が回収業務を委託することが相当と判断した債権とする。ただし、次の①から⑤に該当する債権は除くものとする。

 - ①破産により免責となった債務者にかかる債権
 - ②診療内容等で債務者が支払いを拒む意思を明らかにしている債権
 - ③債務者本人が死亡し、連帯保証人がなく且つ相続人が判明しない債権
 - ④分納中又は支払方法等で相談中の債権
 - ⑤その他、病院で回収を継続することが相当と判断した債権

なお、業務委託後、上記に該当すると受託者が判断した案件については、受託者は速やかに当院にその旨を報告するとともに、当該債権に係る回収業務は停止すること。
4. **委託期間**

契約締結日から平成31年2月28日まで
5. **委託料**

委託料は成功報酬とする。成功報酬の積算にあたっては、回収した債権額に成功報酬の割合を乗じて得た額（1円未満は切り捨て）とする。なお、委託料には、当該業務に要する一切の費用を含むものとし、委託料の支払い時期、支払い方法等については、契約でこれを定めるものとする。
6. **参加資格**

次の全てに該当する者が、プロポーザルに参加できるものとする。

 - ①弁護士法(昭和24年法律第205号)第4条に規定する弁護士、又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。
 - ②会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てをしている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
 - ③破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産開始手続きの申し立てをしている者又は会社法に基づく特別清算開始の申し立てをしている者でないこと。
 - ④次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

- ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店または営業所を代表する者を言う。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- ⑤平成27年12月末現在で、過去3ヶ年において、医療機関から未収金回収業務を受託した実績を有する者であること。

7. スケジュール

平成28年 1月 8日	プロポーザル公募開始
平成28年 1月18日	参加申込書提出期限
平成28年 1月18日	質問書提出期限
平成28年 1月28日	企画提案書提出期限
平成28年 2月 8日	プレゼンテーション
平成28年 2月18日	選考結果通知
平成25年 3月 1日	契約締結

8. 選定方法

提出された企画提案書、及びプレゼンテーションの内容等について、院内における選定委員会において総合的に評価し、最優秀提案者を選定する。

9. その他

プロポーザル実施方法等についての詳細は、実施要領による。

10. 担当部署（問い合わせ先、書類提出先）

〒634-8522 奈良県橿原市四条町 840 番地
公立大学法人 奈良県立医科大学 病院経営部
医療サービス課 医療相談室 債権管理係 山東、尾上
TEL 0744-22-3051（内線 3223）
FAX 0744-29-7501